

提出が必要な添付書類

【全クラブ提出】

- ◎損害賠償保険の写し
- ◎運営規程

※令和5年4月1日以降に、既に提出されている場合は、提出不要

【該当クラブのみ提出】

◎ひとり親世帯の証明書類（以下のいずれか1つ）

- ・戸籍謄本の写し（住民票は不可）
- ・児童扶養手当証書の写し
※児童扶養手当支給停止通知書の写しも可（所得制限など）
- ・福祉医療証

◎キャリアアップ（区分②③）を受ける職員の実務証明書

◎障害児加算に係る証明書類（以下のいずれか1つ）

- ・学校長による特別支援学級在学証明書
- ・障害者手帳の写し
- ・療育手帳の写し
- ・医師の診断書の写し
- ・特別児童扶養手当証書の写し
- ・療育相談センターへ通所していることがわかるもの（例）個別療育プログラム

◎賃貸借契約書の写しと、原本証明書

- ・契約期間内のもの

※令和4年度提出した契約書（写し）と同じ場合（提出済の契約書が令和5年の期間を網羅している場合）提出不要

◎団体役員（クラブ代表者を含む）が処遇改善加算の対象者の場合、その給与を決定した経緯がわかる資料（議事録等）

◎令和5年度4月から3月分放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）別紙様式1（事業計画書、別添賃金改善内訳）のみ

【新規クラブもしくは未提出・変更があったクラブのみ提出】

- ◎放課後児童支援員の証明書類（例）認定資格研修修了証の写し
- ◎補助金入金口座の通帳の写し（金融機関・支店・口座名義・口座番号）
- ◎防火管理者選任届出書の写し、防火対象物使用開始届出書の写し